

## 平成24年第1回定例会 議事録から抜粋（平成24年3月23日）

### 行財政・議会改革等推進特別委員会委員長（河野数則 君）

ただいま上程されました委員会提出議案第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の費用弁償は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、条例の定めにより支給されておりますが、今回、廃止について提案をいたしました「市内旅費の費用弁償」につきましては、自宅から議事堂まで、直線で2キロメートル以上離れた議員に、最寄りのバス停から往復のバス代実費を支給するものであります。

行財政・議会改革等推進特別委員会において、議会改革の第一歩として、「市内旅費」のあり方について審議を重ねてまいりましたが、バス代の実費支給は、自家用車の利用等により現在の実情にそぐわず、議会みずからが、まずできることから実行することこそが、市民の信頼を得るものと考え、平成24年4月1日から「市内旅費の費用弁償」を廃止しようとするに伴い、条例の一部改正が必要となるものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。